

# 公 示

鉄道事業法第28条の2第2項及び鉄道事業法施行規則第42条の2の規定に基づき、下記のとおり公示する。

なお、本件公示に係る事案に利害関係を有し、当局の行う意見の聴取を受けようとする者は、鉄道事業法施行規則第42条の4の規定により、公示の日から10日以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を関東運輸局長あて提出されたい。

## 記

1. 氏名又は名称及び住所
2. 届出の件名及びその番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和8年3月10日

関東運輸局長 藤田 礼子

意見の聴取を行う廃止の届出の件名	第一種鉄道事業の一部廃止
同事案番号	7鉄公第5号
廃止届を行った鉄道事業者名	東日本旅客鉄道株式会社
廃止届のあった路線及び区間	久留里線 久留里～上総亀山間
廃止の予定日	令和9年4月1日
廃止を必要とする理由	鉄道の特性である大量輸送のメリットを發揮できていないため
意見聴取の申請に係る事項	郵送による申請(消印が令和8年3月10日から同年3月23日までのものに限る。)
意見聴取実施予定日	実施予定日の10日前までに別途通知
意見聴取を行う場所	実施予定日の10日前までに別途通知

